

# 1. 土木工事標準仕様書の 改定について

(R6. 4. 1改定)

# 1. 土木工事標準仕様書の改定

## 本県の土木工事標準仕様書の参考図書

- 国交省 土木工事共通仕様書
- 中部地整 土木工事特記仕様書
- 国交省 公園緑地工事共通仕様書
- 下水道土木工事必携（案）
- 港湾工事共通仕様書

法律改定及び中部地整土木工事特記仕様書の一部改定に伴い、本県の仕様書も改定。  
(R6. 4. 1)

## 【土木工事標準仕様書 目次】

第1編 総則編

第2編 材料編

第3編 工事共通編

第4編 河川編

第5編 海岸編

第6編 砂防編

第7編 道路編

第8編 公園緑地編

第9編 下水道編

第10編 港湾編

第11編 電気通信設備・機械編

第12編 適用基準一覧表

●土木工事施工管理基準

(出来形管理・品質管理)

●写真管理基準

赤字の下線が  
改定した項目

## 2. 各編の主な改定点

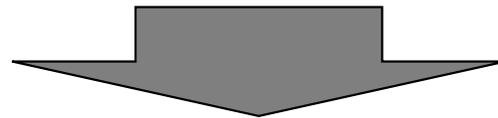
## 2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

### 第1章 第1節 総則

#### 1-1-2 用語の定義

#### 22. 受理

受理とは、契約図書に基づき、請負者、監督員が相互に差し出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。



修正

受理とは、契約図書に基づき、請負者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

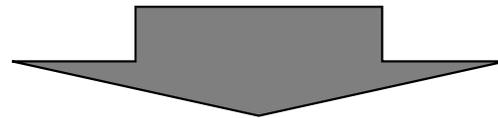
## 2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

### 第1章 第1節 総則

#### 1-1-6 施工計画書

#### 2. 施工計画書の記載事項

- (12) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (13) その他



追加

- (12) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (13) 法定休日・所定休日（週休二日の導入）
- (14) その他。

## 2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

### 第1章 第1節 総則

#### 1-1-7 コリンス登録

##### 1. コリンス（CORINS）への登録

「登録のための確認のお願い」をコリンスから監督員にメール送信し、監督員へ通知する。監督員の確認（署名、押印）を受けたうえ、受注時（当初請負代金額が変更契約により500万円未満から500万円以上となった工事を含む）は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。

ただし、工事請負代金額が、4,000万円未満から4,000万円以上、4,000万円以上から4,000万円未満及び、500万円未満から500万円以上、500万円以上から500万円未満に変更契約された場合には変更時登録を行うものとする。



改定

「登録のための確認のお願い」をコリンスから監督員にメール送信し、監督員へ通知する。監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、登録内容の変更時は変更があった日から、完成時は工事完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。

なお、変更登録時は、工期、現場代理人及び監理技術者等に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみ変更の場合は、登録を省略することができる。

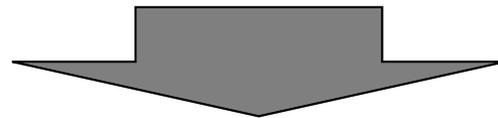
ただし、技術者の専任制に伴う請負代金額が、4,000万円未満から4,000万円以上、4,000万円以上から4,000万円未満及び建設工事の対象となる請負代金額が、500万円未満から500万円以上、500万円以上から500万円未満に変更された場合の請負代金額の変更時には変更時登録を行うものとする。

## 2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

### 第1章 第1節 総則

#### 1-1-16 設計図書の変更

設計図書の変更手続きは、「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」の規定により行うものとする。



修正

設計図書の変更手続きは、「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」及び「工事請負契約における設計変更ガイドライン（統合版）」（愛知県建設局）の規定により行うものとする。

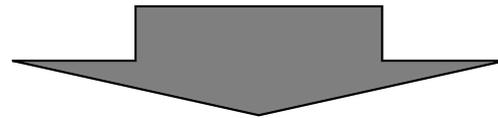
## 2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

### 第1章 第1節 総則

#### 1-1-21 建設副産物

##### 4. 法令遵守

請負者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）・・・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱（以下「ガイドライン実施要綱」という。）、愛知県あいくる材率先利用方針を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。



改定

請負者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和6年改正法律第68号）・・・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱（以下「ガイドライン実施要綱」という。）、建設発生土（土砂）等の利用と処理に関する実施要領（以下「建設発生土等の実施要領」という。）、愛知県あいくる材率先利用方針を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

## 2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

### 第1章 第1節 総則

#### 1-1-21 建設副産物

##### 5. 計画書等の提出

改定

請負者は、ガイドライン実施要綱第15条の規定に基づき、次の(1)～(3)及び(4)～(9)の計画書等を施工計画書に含め、監督員に提出しなければならない。

また、請負者は、(1)～(3)の各実施書 及び (4)、(5)のあいくる材使用状況報告書、あいくる材使用実績集約表を、工事完了時に監督員に提出しなければならない。

- (1)再生資源利用計画書（実施書）（様式1）
- (2)再生資源利用促進計画書（実施書）（様式2）
- (3)再生資源利用促進計画の作成に伴う結果確認票（建設発生土等の実施要領・様式4）
- (4)あいくる材使用状況報告書（ガイドライン実施要綱・様式8）
- (5)あいくる材使用実績集約表（ガイドライン実施要綱・様式9）
- (6)建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証(民間受入地の場合に限る。)の写し
- (7)収集運搬、処理業者の許可証の写し
- (8)廃棄物処理委託契約書の写し
- (9)運搬ルート図

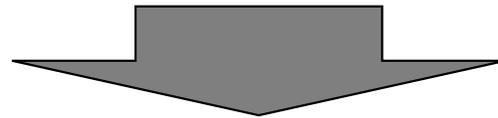
## 2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

### 第1章 第1節 総則

#### 1-1-21 建設副産物

#### 8. 再生資源利用（促進）計画書の提示

請負者は、法令に基づき、再生資源利用（促進）計画書を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲げなければならない。



修正

請負者は、法令に基づき、再生資源利用（促進）計画書及び結果確認票を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲げなければならない。

## 2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

### 第1章 第1節 総則

#### 1-1-33 工事中の安全確保

#### 9. 現場環境改善

#### 要領との整合を図るための修正

原則として各計上費目（…）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容（事業説明板を含む）を実施するものとする。ただし、地域連携の4. デザイン工事看板は、(5)の事業説明板として必ず実施すること。なお、具体的内容は、すでに一般化している美装化などとしなないこと。



修正

原則として各計上費目（…）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容（事業説明板を含む）を実施するものとするが、地域連携の4. デザイン工事看板は、(5)の事業説明板として必ず実施する。なお、具体的内容は、すでに一般化している美装化などとしなないこと。

ただし、「誰もが働きやすい現場環境整備工事」の対象工事においては、地域連携4. デザイン工事看板は必須としなない。

## 2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

### 第1章 第1節 総則

#### 1-1-33 工事中の安全確保

#### 29. UAV等を使用する際の安全面への配慮 新規追加

請負者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）」（国土地理院 令和5年6月）に基づいてUAV等を使用すること。

(1) 本工事において無人航空機を使用する場合には、以下に掲げるような情報流出防止策を講じること。ただし、本工事が、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」(令和2年9月14日、関係省庁申合せ)に示す重要工事に該当しないことが明らかであって、工事の性質に応じて該当策を講じることが困難な場合、監督員と協議の上、可能な策を講じた上で、該当策を講じないことができるものとする。

ア：インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要最小限度とし、飛行中は接続しない。

イ：インターネットに接続する場合は、飛行記録データや撮影動画等のインターネットを介した共有および保存機能は使用しない。

ウ：機体内部等に保存されている飛行記録データや撮影動画等は飛行終了後、情報流出防止策を講じた記録媒体において管理し、必要が無くなった場合には確実に消去する。

(2) 前項の情報流出防止策によって工事の実施等に支障が生じる恐れがある場合は、監督員と協議すること。

## 2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

### 第1章 第1節 総則

#### 1-1-46 提出書類

##### 1. 一般事項

請負者は、契約書に定めるもののほか、所定の様式及び土木工事現場必携に定める様式により次の各号の書類を、設計図書で定める時期もしくは工事完了時までには監督員に提出しなければならない。

- (1) 施工計画書
- (2) 材料確認書



追加

請負者は、契約書に定めるもののほか、所定の様式及び土木工事現場必携に定める様式により次の各号の書類を、設計図書で定める時期もしくは工事完了時までには監督員に提出しなければならない。

- (1) 施工計画書
- (2) 実施工程表
- (3) 材料確認書

## 2. 各編の主な改定点（第2編 材料編）

### 第2章 第3節 骨材

#### 2-3-1 一般事項

##### 1. 適合規格

道路用砕石及びコンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材）

JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）。



追加

道路用砕石及びコンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材）

JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部:石炭ガス化スラグ骨材）

JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）

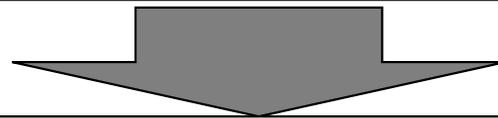
## 2. 各編の主な改定点（第2編 材料編）

### 第2章 第11節 塗料

#### 2-11-1 一般事項

##### 7. 鋼橋塗装の仕様及び使用量等

鋼橋塗装の仕様及び使用量等については、「鋼道路橋防食便覧」（平成26年3月(社)日本道路協会）によるC-5系を基本とする。



修正

鋼橋塗装に使用する塗料は、JIS規格もしくは「鋼道路橋防食便覧」（平成26年3月(社)日本道路協会）による鋼道路橋塗装用塗料標準に適合した塗料を使用する。

## 2. 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

### 第2章 第3節 レディーミクストコンクリート

#### 2-3-2 工場の選定

#### 10. コンクリートの配合

修正

標準配合表

種別	規格	粗骨材 の最大 寸法	スランブ	呼び 強度	主な適用
		mm	cm	N/mm <sup>2</sup>	
無筋構造物 〔Ⅲ〕	18-8-40	40	8	18	重力式橋台
鉄筋構造物 〔Ⅰ〕	24-12-25	25	12	24	水門、ひ門、函渠類、擁壁等、排水機場、PCスラブ橋間詰 <sup>注5</sup> 、非合成床版 <sup>注5</sup>
鉄筋構造物 〔Ⅱ〕	30-12-25	25	8	30	PC桁橋の横桁及び間詰コンクリート、合成床版 <sup>注5</sup>
鉄筋構造物 〔Ⅲ〕	40-12-25	25	8	40	PC桁橋の主桁
鉄筋構造物 〔Ⅵ〕	24-12-25	25	12	24	水門、ひ門、函渠類、擁壁、橋台、橋脚

標準配合表

種別	規格	粗骨材 の最大 寸法	スランブ	呼び 強度	主な適用
		mm	cm	N/mm <sup>2</sup>	
無筋構造物 〔Ⅲ〕	18-8-40	40	8	21	重力式橋台
鉄筋構造物 〔Ⅰ〕	24-12-25	25	12	24	PCスラブ橋間詰 <sup>注5</sup> 、非合成床版 <sup>注5</sup>
鉄筋構造物 〔Ⅱ〕	30-12-25	25	12	30	PC桁橋の横桁及び間詰コンクリート、合成床版 <sup>注5</sup>
鉄筋構造物 〔Ⅲ〕	40-12-25	25	12	40	PC桁橋の主桁
鉄筋構造物 〔Ⅵ〕	24-12-25	25	12	24	水門、ひ門、函渠類、擁壁、橋台、橋脚、排水機場

※変更箇所のみを抜粋した表です

## 2. 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

### 第2章 第8節 型枠・支保

#### 2-8-4 取外し

#### 3. 型枠穴の補修

請負者は、型枠の組立に使用した締付け材の穴及び壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修しなければならない。



追加

- (1) 請負者は、型枠の組立に使用した締付け材の穴及び壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修しなければならない。また、モルタル等による型枠穴孔の補修を行う場合は、専用コテ等で入念に仕上げることを。
- (2) 型枠セパレータで除去タイプを用いる場合は、セパレータ端部が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。
- (3) 型枠穴孔の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しなければならない。

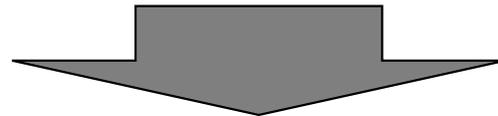
## 2. 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

### 第3章 第8節 一般舗装工

#### 3-8-5 アスファルト舗装工

##### 7. 加熱アスファルト安定処理の規定

請負者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。



追加

請負者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して監督員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度を決定するものとする。

## 2. 各編の主な改定点（第4編 河川編）

### 第1章 第5節 法覆護岸工

#### 1-5-7 かごマット工

#### 2. 要求性能

#### JISの改正に伴う改定

表 1-7 要求性能の確認方法

項目		要求性能	確認方法		
			試験方法	試験条件	基準値
線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと



改定

表 1-7 要求性能の確認方法

項目		要求性能	確認方法		
			試験方法	試験条件	基準値
線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS G 3547 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと

## 2. 各編の主な改定点（第7編 道路編）

### 第2章 第3節 舗装工

#### 2-3-9 グースアスファルト舗装工

##### 6. 接着材の塗布

### JISの改正に伴う改定

表 2 - 5 接着剤の規格 鋼床版用

項 目	規 格 値	試 験 法
	ゴムアスファルト系	
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K 5664

※変更箇所のみを抜粋した表です



改定

表 2 - 5 接着剤の規格 鋼床版用

項 目	規 格 値	試 験 法
	ゴムアスファルト系	
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K 5600

## 2. 各編の主な改定点（第10編 港湾編）

### 第14章 第2節 材料

#### 3. 引張強度の確認方法 -1

新規追加

設計図書に汚濁防止膜のカーテン引張強度が指定されている場合、その確認方法は以下によるものとする。

##### ① 再利用品の場合

##### イ) 引張試験による強度評価の場合

- ・納品条件：引張試験後、未使用状態で保管しているもの
- ・提出資料：全カーテン枚数の1割に相当する検体又は2検体のいずれか多い方について、納品前2ヶ月以内実施したJISL1096による引張試験の試験成績表
- ・強度評価：引張試験後、未使用状態で陸上保管している期間の強度低下を考慮して、試験結果に0.8を乗じたものを強度として評価する。

##### ロ) 使用履歴による強度評価の場合

- ・納品条件：既設置期間（陸上保管期間は含まない）と設置予定期間の合計が24ヶ月以内であるもの
- ・提出資料：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書（使用履歴と引張強度を記載した引張強度管理表）
- ・強度評価：「汚濁防止膜技術資料（案）」（H25.9（一財）港湾空港総合技術センター）に基づき、使用履歴（設置期間の合計）により算出したものを強度として評価する。

（次ページに続く）

## 2. 各編の主な改定点（第10編 港湾編）

### 第14章 第2節 材料

#### 3. 引張強度の確認方法 -2

新規追加

##### ハ) 使用履歴（ICタグ）による強度評価の場合

- ・納品条件：既設置期間（陸上保管期間は含まない）と設置予定期間の合計が24ヶ月以内であるもの
- ・提出資料：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書
- ・強度評価：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価証明システムにより算出したものを強度として評価する。

##### ② 未使用品の場合

- ・納品条件：製造後、未使用状態で直ちに納品するもの、もしくは劣化対策を施して保管しているもの
- ・提出資料：カタログ等規格値及び製造年月日が確認できる資料、もしくは汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書（使用履歴と引張強度を記載した引張強度管理表）

# 3. 土木工事施工管理基準の 改定について

(R6. 4. 1改定)

### 3. 土木工事施工管理基準の改定点

#### 出来形管理基準及び規格値

#### 第3編 工事共通編

#### 2-7-4. 鉄筋工（鉄筋の組立て）

追加

測定項目：かぶり

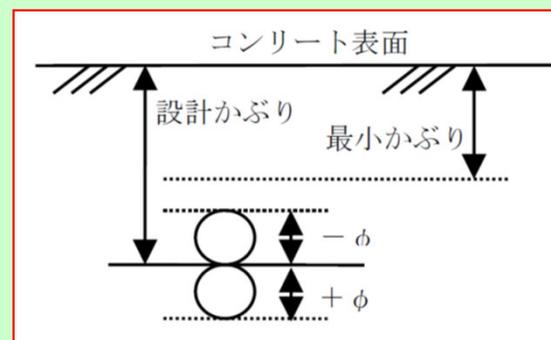
規格値

±φかつ最小かぶり以上

規格値

設計かぶり ±φかつ最小かぶり以上

測定箇所（画像追加）



※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう

### 3. 土木工事施工管理基準の改定点

出来形管理基準及び規格値

第10編 港湾編

10. 捨石工、11. 被覆石工

測定項目：基準（天端）高（異形ブロック部）  
法面（直角方向）（異形ブロック部）

規格値 （±）500



規格値 （±）300

修正

### 3. 土木工事施工管理基準の改定点

#### 品質管理基準及び規格値

1. セメント・コンクリート
19. 吹付工
20. 現場吹付法枠工
25. 覆工コンクリート (NATM)

試験項目：骨材のふるい分け試験  
骨材の密度及び吸水率試験

試験方法 JIS A 5011-1~4



追加

試験方法 JIS A 5011-1~5

JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：  
石炭ガス化スラグ骨材)

### 3. 土木工事施工管理基準の改定点

#### 品質管理基準及び規格値

#### 1. セメント・コンクリート

新規追加

試験項目：セメントの水和熱測定

種 別 材料

試験区分 その他(JISマーク表示されたレディーミク  
ストコンクリートを使用する場合は除く)

試験方法 JIS R 5203

規格値 JIS R 5210 (ポルトランドセメント)

試験時期・頻度 工事開始前、工事中1回/月以上

### 3. 土木工事施工管理基準の改定点

#### 品質管理基準及び規格値

##### 1. セメント・コンクリート

新規追加

試験項目：セメントの蛍光X線分析方法

種 別 材料

試験区分 その他(JISマーク表示されたレディーミクス  
ストコンクリートを使用する場合は除く)

試験方法 JIS R 5204

規 格 値 JIS R 5210 (ポルトランドセメント)

JIS R 5211 (高炉セメント)

JIS R 5214 (エコセメント)

試験時期・頻度 工事開始前、工事中1回/月以上

### 3. 土木工事施工管理基準の改定点

#### 品質管理基準及び規格値

#### 11. アスファルト舗装

試験項目：温度測定（初転圧前）

規格値 110℃以上



追加

規格値 110℃以上

※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定

## 4. 写真管理基準の 改定について

R6. 4. 1改定は特にありません